平成２２年（フ）第９７６３号
大阪府門真市東江端町２―19、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市三箇６丁目４番11号
破産者　有限会社ジョイント
1　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
2　一般調査期日　平成23年６月27日午後３時30分
平成23年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４０号
大阪府東大阪市長田１丁目６番７号
破産者　杉原　規夫
1　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
2　一般調査期日　平成23年６月27日午後３時30分
平成23年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９号
大分市寺崎町１丁目９番12号　佐藤ビル302
破産者　佐藤　信雄
1　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
2　一般調査期日　平成23年７月19日午後３時15分
平成23年４月19日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第３４１号
愛知県岡崎市竜泉寺町字後山10番地158
破産者　有限会社清水工務店
1　期日　平成23年６月20日午後３時35分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市竜泉寺町字後山10番地52
破産者　清水　信克
1　期日　平成23年６月20日午後３時35分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７７２号
仙台市青葉区中央４丁目３番28号
破産者　株式会社白石商会
1　期日　平成23年６月23日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月19日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３号
岩手県陸前高田市高田町字本宿２番地６、開始決定時の住所岩手県陸前高田市高田町字鳴石53番地21
破産者　佐藤　　賢
1　期日　平成23年６月７日午前11時45分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月15日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９４００号
大分県国東市国東町浜3005―４、商業登記簿上の本店所在地大分県別府市大字鶴見1665番地の311
破産者　株式会社ビイ・エフ・アール
1　期日　平成23年６月24日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月19日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１６６号
山口市大内御堀1756番地２　パーソンＫ102号
破産者　慶尾　和義
異議申述期間　平成23年５月25日まで
平成23年４月20日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
北海道室蘭市母恋南町４丁目２番22号
破産者　田村　昭治
異議申述期間　平成23年５月30日まで
平成23年４月20日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
北海道伊達市末永町91番地４　新末永団地12号室
破産者　田中　修二
異議申述期間　平成23年５月30日まで
平成23年４月20日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第９８１号
熊本市沼山津４丁目３番40号　アーバンライフ102
破産者　長濱正一郎
異議申述期間　平成23年６月９日まで
平成23年４月20日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（ラ）第３９０号（原審名古屋地方裁判所平成２０年（フ）第２７７７号）
千葉県木更津市請西南４丁目31番地４　シーズコートＢ101号
抗告人（破産者）　塚本　正博
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）を免責する。
名古屋高等裁判所民事第３部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０３４号
東京都練馬区南田中１丁目15番32号
清算株式会社　木川総業株式会社
代表清算人　前関　憲明
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３４号
札幌市手稲区星置南４丁目43番地８
清算株式会社　株式会社志水
代表清算人　大海寺　透
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１８年（再）第２号
鳥取県倉吉市和田東町914番地100
再生債務者　株式会社倉吉ゴルフ倶楽部（開始決定時の商号株式会社倉吉インターヒルズゴルフクラブ）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年４月18日　　鳥取地方裁判所民事部

平成１８年（再）第３号
鳥取県倉吉市和田東町914番地100
再生債務者　有限会社向山ゴルフセンター
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年４月18日　　鳥取地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３７号
千葉県柏市花野井197番地11
再生債務者　高田　龍一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月20日から平成23年６月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第１６７号
東京都板橋区大山西町52―16―801
再生債務者　田島　総明
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月17日まで
東京地方裁判所民事第20部